

公の施設の指定管理者の指定の件（男女共同参画センター等）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
札幌市男女共同参画センター	札幌市北区北8条西3丁目
札幌市消費者センター	札幌市北区北8条西3丁目
札幌市市民活動サポートセンター	札幌市北区北8条西3丁目
札幌市環境プラザ	札幌市北区北8条西3丁目

2 指定管理者

札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号  
公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会  
理事長 岸 光右

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(理 由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、男女共同参画センター、  
消費者センター、市民活動サポートセンター及び環境プラザの指定管理者を指  
定するため、本案を提出する。